

判決年月日	平成16年9月16日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第3部
事件番号	平成16年(行ケ)18号		
<p>指定商品を「即席中華そばのめん」とする「ひよこちゃん」の平仮名文字から成る商標（本願商標）は、株式会社ひよ子が、お菓子に使用する「ひよ子」の文字から成る登録商標（引用商標）と類似する商標であるものの、「即席中華そばのめん」とお土産あるいは贈答品である「ひよ子の形をしたお菓子」とは、その商品自体が相当に異なり、販売経路、売場なども異なることから、本願商標をその指定商品に使用しても、商品の出所混同のおそれはないとして、本願商標を商標法4条1項15号に該当すると認定判断した審決を取り消した事例</p>			

本件は、指定商品を「即席中華そばのめん」とする「ひよこちゃん」の平仮名文字を標準文字で横書きして成る商標（本願商標）に対する拒絶査定不服審判における審決が、本願商標は、株式会社ひよ子が、商品「菓子」に使用する「ひよ子」の文字から成る登録商標（引用商標）と類似する商標であって、これを本願指定商品について使用するときは、当該商標権者の製造販売に係る商品、あるいは、当該商標権者と何らかの関係ある商品であるかのように、商品の出所について混同を生じさせるおそれがあるから、商標法4条1項15号に該当する、と認定判断したのに対し、本願商標の出願人が、これを不服として、審決取消訴訟を提起した事案である。

本判決は、本願商標と引用商標とは類似する商標であるものの、引用商標「ひよ子」が普通名詞の「ひよこ」と顕著な差がなく、自他識別性が強くはないこと、引用商標「ひよ子」の周知著名性は、お土産・贈答品に頻繁に利用される「ひよこの形をしたお菓子」という商品と密接に結合したものであり、当該商品を連想させる商標として周知著名なものであるから、その周知著名性が及ぶのはせいぜい「菓子」の範囲までであり、食肉、野菜、果実などの生鮮食料品から、様々なものが含まれる加工食料品など食品全般にまで広く及ぶと解することはできないこと、本願商標の指定商品である「即席中華そばのめん」（インスタントラーメン）は、一般消費者がスーパーマーケットやコンビニ等の小売店で購入し、日常の食事の場で普通に食される商品であり、単価は少額で日常的に購入される商品であるのに対して、引用商標が使用されている「ひよ子の形をしたお菓子」は、一般の消費者が、主として、旅行又は仕事等で訪れる際のお土産あるいは贈答品として、駅や空港の売店あるいは百貨店やスーパーマーケットなどの大規模店舗の専門店、贈答品コーナー、あるいは株式会社ひよ子の直営店等で購入するお菓子であり、お土産・贈答品として食することが多いお菓子であって、一般消費者が日常的に食する「即席中華そばのめん」とは、商品自体が相当に異なり、販売経路、売場などからも、明りょうに区別することができる食品であることからすれば、「即席中華そばのめん」に本願商標を使用しても、その取引者及び需要者である一般消費者が、同商品を、引用商標「ひよ子」の業務主

体又は同社と何らかの関係にある者の業務に係るものと混同するおそれがあるとみること
はできない，と判断し，上記審決を取り消したものである。